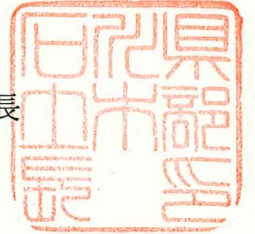


監 第 1914 号
令和 2 年 3 月 12 日

石 川 県 建 設 産 業 連 合 会 会 長
(一社) 石川県構造物解体協会会長 様

石川県土木部長



新型コロナウイルス感染症を原因とした工事の一時中止等により
完成しない工事の取扱いについて

日頃より本県の土木行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり定めましたので、お知らせいたします。なお、県においては、HP 上で本通知について周知を図っており、貴会におかれましても、会員企業に対して周知いただくようお願いいたします。

【石川県 HP (掲載箇所)】

ホーム > 県政情報・統計 > 申請・手続き > 入札・契約(建設工事に関するもの) >
石川県 CALS/EC (キャルスイーシー) ホームページ > 入札情報システム

【石川県 HP (URL)】

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/cals-ec/bidding_information.html>

事 務 担 当

土木部監理課

TEL 076-225-1712

FAX 076-225-1714

【別添】

新型コロナウイルス感染症を原因とした工事の一時中止等により
完成しない工事の取扱いについて

監理課 入札・契約G

当面の間、一般競争入札の入札参加要件として定める「施工実績」及び総合評価方式において加点項目として求める「同種工事」について、新型コロナウイルス感染症を原因とした一時中止や工期延期により完成しない工事であっても、実績として認め、評価の対象とすることとする。

ただし、以下の全ての要件を満たすものに限る。

- ・一時中止及び工期延期の原因が新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策によるものであること
- ・新型コロナウイルス感染症による一時中止等がなかった場合、入札参加申請締切日又は落札決定予定日までに工事が完成し、引き渡しがなされていると想定できるものであること

また、実際に、新型コロナウイルス感染症を原因とした一時中止等により完成しない工事を「施工実績」又は「同種工事」として活用したい場合は、入札参加申請締切日までの間で、できる限り速やかに発注者に連絡をとり、その旨を伝えるものとする。

申請にあたっては、当初工期及び一時中止等により延長された工期がわかる書類（※１）及び、一時中止等の原因が新型コロナウイルス感染症であることがわかる書面（※２）を添付するものとする。

（※１） 当初契約書及び変更契約書の写し 等

（※２） 発注者が交付する「工事の中止通知書」 等